

策を講じるとともに、ホワイトカラーに対する教育訓練の充実を初め、構造変化に適切に対応した職業能力開発施策の積極的展開を図ってまいります。

これは、中高年のホワイトカラーの方々に過剰感があふれておりまして、これからの大きな課題になるという認識に基づいております。

第三は、ゆとりが実感でき、安心して働ける勤労者生活の実現であります。

ゆとりある勤労者生活を実現していくため、一層の労働時間短縮が求められております。このため、政府目標の年千八百総労働時間の早期実現に向け、週四十時間労働制の実現などを内容とする改正労働基準法の周知徹底を図る中で、完全週休二日制の普及促進などに努めてまいります。特に四十時間制の猶予対象となった中小企業等ができる限り早期に四十時間制に移行できるよう、奨励金制度の活用などにより積極的に支援、援助を行ってまいります。

また、職場における安全と健康の確保に向け、総合的な労働災害防止対策の一層の推進を図るとともに、健康の保持増進対策、快適な職場環境の形成等を推進してまいります。あわせて的確な労災補償の実施に努め、重度の障害を負われた方々に対する介護施策の充実を図ってまいります。

さらに、中小企業の魅力づくり対策を推進するとともに、大都市圏の通勤混雑を時差出勤、フレックスタイム制の普及により緩和し、快適な通勤の実現を図るなど、勤労者福祉の充実のための施策を積極的に推進してまいります。

労働時間が短縮いたしましても、行き帰りの通勤が大変な混雑状態にありますと労働時間短縮の意義が削られてしまうという大きな問題だと思っております。

第四は、働く女性を初めとする勤労者の多様な個性、能力が発揮できる環境の整備であります。働きがいと豊かさを実感し、多様な価値観が実現できるようにするためには、勤労者の個性、能力が十分に発揮されるような環境を形成すること

が必要であります。

このため、女子学生の就職問題への対応を含め、雇用の場における男女の均等な機会の確保に努めてまいります。

また、昨年十二月に施行されたパートタイム労働法及び指針の周知徹底に努めるとともに、事業主等の自主的な取り組みを促すための助成金の創設を図るなど、パートタイム労働対策を推進いたします。

女子学生の就職は、来年度大変厳しくなることが予想されておりまして、閣僚懇談会を設置して総理の指導のもとに既に第一回目を終え、あす第二回目が予定されております。

さらに、本年は国連の国際家族年でもあり、育児休業法の定着や介護休業制度の法制化問題の検討を初め、職業生活と家庭生活の両立支援対策を一層充実してまいります。

第五は、障害者雇用対策の推進であります。障害者の雇用については、引き続き雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、重度障害者対策を中心とした障害者雇用対策をさらに推進する必要があります。

このため、きめ細かな職業リハビリテーションの実施体制の整備、通勤手段、住宅・福祉施設等の職業生活環境の整備を行うこと等を内容とする障害者雇用促進法の改正案を今国会に提出いたしておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

このような施策の展開に加え、国際化の進展に対応し、国際的な相互理解の推進と国際協力・交流の展開、技能実習制度の適正かつ円滑な実施等を図ってまいります。

また、外国人労働者問題についても、雇用管理の改善など適切な対応を図ってまいります。

なお、三月に米国で開かれた雇用サミット、デトロイトで行われまして、坂口前労働大臣が出席をされました雇用サミットの議論を引き継ぎ、政務次官が出席予定でございます六月のOECD閣僚理事会、七月のナポリ・サミットでは、成長と

雇用の問題も議論されることから、私としても、世界的に深刻な失業情勢に十分関心を払い、この問題の解決に寄与できるよう努めてまいります。

さらに、安定した労使関係の維持発展を図るため、労使の円滑な話し合いが促進されるよう努めてまいります。

以上、当面する労働行政の重点事項について私の所信の一端を申し述べました。委員長初め委員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。今回三本の重要な意義、内容を持つ法律案を提出させていただいておりまして、よろしく御願いを申し上げます。

ありがとうございます。（拍手）

○委員長（野村五男君） この際、河上労働政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。河上労働政務次官。

○政府委員（河上肇雄君） 労働政務次官に就任いたしました河上肇雄でございます。

経済社会が急速に変化する中で働く方々の雇用の安定と労働条件の向上を図り、真に豊かでゆとりある勤労者生活の実現を目指す労働行政はますます重要になっておると思う次第でございます。

そのため、的確かつ迅速な対応が求められております。私は、鳩山労働大臣とともに全力を尽くしてまいります。

委員長初め委員各位の一層の御支援と御協力を御願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく御願い申し上げます。（拍手）

○委員長（野村五男君） 次に、平成六年度労働省関係予算について説明を聴取いたします。征矢労働大臣官房長。

○政府委員（征矢紀臣君） 平成六年度労働省所管一般会計及び特別会計予算案の概要について御説明申し上げます。

労働省所管の一般会計は、四千六百五億円で、前年度に對しまして二百八十四億円の減となっております。これは、雇用保険国庫負担の労働保険特別会計への三百億円の繰入特例措置によるものでございます。

労働保険特別会計につきましては、全体で五兆二千九百五十五億円で、前年度に對して二千四百五十三億円の増となっております。

これを勘定別に申し上げますと、労災勘定は、二兆三千二百億円で、前年度に對して五百四十七億円の減となっております。

他方、雇用勘定は、二兆九千九百四十三億円で、前年度に對して三千億円の増となっております。

次に、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の石炭勘定でございますが、労働省関係分は、百五十九億円で、前年度に對して一億円の増となっております。

以下、その主要な内容につきまして、新規事項を中心に御説明申し上げます。

第一は、雇用情勢の変化に即応した対策の推進と高齢化等今後の構造変化への適切な対応でございます。その一は、雇用の安定を図るための対策の機動的な実施でございます。

今後の雇用の見通しは、景気の動向によるところが大きいところではあります。このことばらくは厳しい状況が続くものと考えられることから雇用の安定に万全を期すための対策の実施が重要な課題となっております。

このため、昨年十二月に策定した雇用支援トータルプログラムに基づき、企業の雇用維持支援の強化等による失業の予防、離職者の再就職促進等及び地域雇用対策の強化等による新たな雇用機会開発への支援など、積極的かつきめ細かな雇用対策を推進していくこととしております。

その二は、雇用をめぐる社会経済の変化に対応した雇用保険制度の改正でございます。

急速な高齢化の進展や女性の職場進出が一層進む中で職業生活の円滑な継続を援助促進すると

もに、失業中の生活の安定、再就職の一層の促進を図っていくための雇用保険制度の整備、充実が重要な課題となっております。

このため、雇用継続給付として高年齢雇用継続給付及び育児休業給付の創設、求職者給付の改善、再就職手当の拡充などを行うこととしております。

その三は、六十五歳までの雇用機会の確保等高年齢者対策の総合的展開であり、本格的な高齢化社会の到来を迎えて、少なくとも六十五歳まで働けるようにすることが重要な課題となっております。

このため、六十五歳までの継続雇用を推進するとともに、高齢期における雇用就業を支援する事業の創設、ホワイトカラーを中心とした高齢者のキャリア、技能を生かせる就業機会を提供するための新システムの構築等により、六十五歳までの雇用の確保を図るほか、シルバー人材センターの増設等高年齢者対策の一層の推進を図ることとしております。

その四は、高度な産業・雇用構造を実現するための対策の推進等であり、介護労働力確保対策の推進につきましては、急速な高齢化の進展に伴う企業の従業員の高齢化への対応を図るため、在宅介護需給安定事業の推進、介護労働者能力開発事業の充実を行うこととしております。

また、構造変化に適切に対応できる職業能力開発の推進についても積極的展開を図っていくこととしております。

第二は、ゆとりが実感でき、安心して働ける勤労者生活の実現であり、その一は、労働時間の短縮を初めとする労働条件の改善でございます。

勤労者のゆとりのある生活を確保するためには、労働時間の短縮は欠くことのできない重要な課題であります。

このため、年間総労働時間千八百時間の早期実現に向け、週四十時間労働制の実施を図るための改正労働基準法の普及促進、時間短縮の取り組みのおくれている中小企業に対して、地域の企業集

団単位で時短への取り組みを推進する地域時短推進事業を実施することとしております。

その二は、職場における安全と健康の確保及び的確な労災補償の実施でございます。

労働災害の防止対策を推進するため、労働災害が他産業に比べて多い建設業、特に、死亡災害の占める割合が多い専門工事業者に対して、専門工事業者安全管理活動等促進事業を実施するとともに、重度被災労働者及びその家族に対する在宅介護に関する支援として労災ケアサポーター事業を実施することとしております。

その三は、快適通勤の実現等勤労者福祉の充実であり、首都圏を初めとした大都市圏の通勤時の混雑緩和に向けて、運輸者と共同して勤労者が快適に通勤できる環境の具体的整備を図ることとしております。

また、中小企業の魅力づくり対策も推進していくこととしております。

第三は、多様な個性、能力が発揮できる環境の整備であり、その一は、男女の雇用機会均等の確保等女性が能力を発揮できる環境の整備でございます。

このため、女子学生の募集、採用における就職問題への対応や男女の意識差から生ずる職場の諸問題解消等を含め、男女の雇用機会均等の確保対策を推進していくこととしております。

その二は、勤労者の職業と家族的責任の両立支援策の充実であり、中小企業における介護休業制度の導入促進のための中小企業集団における仕事と介護支援トータルプラン事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センターの設立など勤労者が仕事と育児を両立できる環境整備を行うこととしております。

その三は、パートタイム労働法の円滑な施行等パートタイム労働対策の総合的な推進であります。

このため、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を事業主等が自主的に取り組むことができるよう支援するための中小企業短時間労働者雇用管

理改善等助成金、事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金の創設を行うこととしております。

また、若年者の働きがい実現に向けた対策も推進していくこととしております。

第四は、障害者等に対する対策の推進であり、その一は、重度障害者の雇用促進を中心とする障害者対策の積極的推進でございます。

このため、福祉部門と雇用部門との連携により、職業リハビリテーション・ネットワークの構築を図るなどにより障害者の職業的自立を促進するための地域障害者雇用推進総合モデル事業の拡充、重度視覚障害者の職域拡大を図るための職業適応指導等を行うこととしております。

その二は、特別な配慮を必要とする人々に対する職業生活援助等対策の推進であり、援助対象者に応じそれぞれ適切な細かな対策を引き続き推進することとしております。

第五は、国際社会への積極的貢献であり、その一は、国際的な相互理解の積極的推進と国際協力等の展開であります。

このため、国際化の推進に対応し国際的な相互理解の積極的推進、国際協力の展開等を行うこととしております。

また、技能実習制度等の円滑な実施等とともに、外国人労働者問題への適切な対応を図ることとしております。

以上をもちまして、労働省関係予算案の概要の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(野村五男君) 以上で所信及び予算の説明聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(野村五男君) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鳩

山労働大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

障害者の雇用の状況を見ますと、障害者の社会参加の基本であるノーマライゼーションの理念が社会に浸透しつつあり、障害者の自立意識の高まりと相まって雇用されている障害者数は全体として増加しております。しかしながら、障害者の社会参加の指標ともいえる民間企業の雇用率は一・四一％と、法律で定められた雇用率の一・六％、大体六十三人に一人という状況ですが、この数字を依然として下回っている状況にあります。

さらに重度身体障害者、精神薄弱者及び精神障害回復者等を中心として、就職を希望しながら雇用につくことができない障害者が多数存在しており、これらの障害者に対する対策の充実強化が求められているところであります。

このような状況にかんがみ、引き続き雇用率制度の厳正な運用等に努めることが重要であるとともに、昨年三月に政府において策定いたしました障害者対策に関する新長期計画において述べられているように、重度障害者の雇用の促進及び継続を図るため、生活に密着した地域レベルにおいてきめ細かな職業リハビリテーションを実施することや、通勤、住宅等の職業生活にかかわる環境を整備していくことが必要であります。

これらの課題につきましては、障害者雇用審議会におきまして昨年十月以来御議論いただき、また、同年十二月に意見書をいただき、法的整備の方向が示されたところであります。

政府といたしましては、この意見書に沿って本法律案を作成して障害者雇用審議会にお諮りし、全会一致の答申をいただいで、ここに提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。第一に、都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者

に対し、支援の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる公益法人を市町村レベルにおいて障害者雇用支援センターとして指定することとしております。この障害者雇用支援センターは、基本的な労働習慣を体得させるための訓練である職業準備訓練を中心として個々の障害者の特性に応じた一貫した支援を行うとともに、地域のボランティアに関する情報を収集、整理し、事業主等に対して提供する業務を行うこととしております。また、障害者雇用支援センターに対しては、市町村レベルでのきめ細かな職業リハビリテーションサービスを実施する役割を担うものとして必要な助成措置を講ずることとしております。

第二に、障害者の処遇の改善等を図るために必要となる施設、設備の設置、整備に対する助成金制度の新設や、通勤、住宅面での助成金制度の充実などにより、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を進めることとして、障害者の雇用の促進及び安定を図ることとしております。これらの助成金は、身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度として実施することとしております。なお、この法律の施行は本年十月一日からいたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

労働行政の主たる役割ということを考えてみますと、諸先生方よく御理解いただいているとおり、何も私たちは強きをくじく必要はありませんが、特別な配慮を必要とされる方々にどこまで温かく優しくきめ細かな施策を準備できるかということにかかっていると私は考えております。したがって、このような法律案がどうしても必要である、一日も早い可決が望まれるところでございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(野村五男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十六分散会

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、ハイヤー・タクシードライバーの労働条件改善に関する請願(第七三〇号)(第七三三三三三三三)

第七三〇号 平成六年四月七日受理
ハイヤー・タクシードライバーの労働条件改善に関する請願(二通)
請願者 静岡県熱海市昭和町二二ノ五 奥田健一 外千九百六十九名

紹介議員 穂山 篤君

今日、日本のハイヤー・タクシードライバーは、公共交通機関として国民生活と産業経済活動において大きな役割を担い、その輸送サービスは、なお各種の議論を含みながらも世界最高水準と評価されている。しかし、今日の長期不況と全産業にわたるリストラの進行は、タクシードライバーの営業収入において対前年同期比マイナス状況が続け、ハイヤー収入はマイナス二けたの深刻な打撃を受け、これが歩合給を伴う労働者賃金を低下させ、全産業男子労働者より平均年間所得で百万円以上の格差と、労働時間で三百時間以上多い年間二千五百六十八時間(共に平成四年、労働省調査を余儀なくされている。このことは、今こそハイヤー・タクシードライバーの今日の社会経済状況に適合した需給調整と、ハイタク労働者の社会的水準の労働条件を確保しうる適正運賃の確立及び走行環境改善などの制度政策上の改善策が緊急かつ切実なものとなっていることを示している。取り分け、労働基準法に基づく統一した労働時間短縮の実施、賃下げの無い時間短縮を担保するための労働行政と運輸行政の一体的努力、さらには今日の不況下における不当労働行為を含む労働条件の切下げ等の違法行為に対する厳格な監視と指導は、ハイヤー・タクシードライバーが公共交通機関として利用者ニーズにこたえ、安全輸送

で良質なタクシードライバーサービスを提供する上で何よりも重要と考える。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、ハイヤー・タクシードライバー事業者に対し、労働基準法など労働諸法規並びに「自動車運転者の労働時間等の改善基準」を遵守するよう監督・指導を徹底すること。

二、ハイヤー・タクシードライバー事業所における週四十四時間労働制を完全実施させるとともに、猶予期間内における週四十時間制の達成に向けて指導を強化し、併せて労働時間短縮への環境整備のための行政施策を講ずること。また、歩合給を伴うハイヤー・タクシードライバーの賃金形態を考慮し、労働時間短縮に当たって賃金の低下を来すことの無いよう指導を徹底すること。

三、法定労働時間の短縮を踏まえて、「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の見直しを促進し、拘束時間規制についても短縮を行うこと。また、拘束時間の超過、隔日勤務における連勤など悪質な違法行為に対しては厳格な処罰を課すること。

四、ハイヤー・タクシードライバー労働者に対するリース、オール歩合累進性の疑義の強い完全な出来高給など刺激的な賃金支払方法を禁止し、基本給中心の賃金体系に改善させること。

五、最低賃金法第十六条の四に基づきハイヤー・タクシードライバー事業者を対象とする産業別最低賃金を創設すること。

六、ハイヤー・タクシードライバー事業におけるアルバイトなど違法な雇用及び各種の不安定雇用形態を解消させるとともに、労働条件改善による労働力の確保のための対策を講ずること。

七、「六十歳定年法」に基づき、その未達成企業に対する監督・指導を徹底し、指導に従わない企業に対しては同法に基づく必要な措置を採ること。

八、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、ハイヤー・タクシードライバー事業者に対しその適用について指導を行うこと。

九、有給休暇の最低付与日数十日への改定に伴う実施について各企業を指導し、その保障(有給休暇の賃金を充実させること)。

十、不当労働行為等についての「申立て」については誠意をもって対応し、その改善のために最大の努力を払うこと。

十一、中央労働基準審議会が昭和六十三年十月七日に報告した趣旨に基づき、自動車運転者の労働条件改善、事業の公正競争確保等を目的とする「公・労・使・利」構成の審議機関を中央・地方に設置すること。

第七三三三三三三三 平成六年四月七日受理
ハイヤー・タクシードライバーの労働条件改善に関する請願(五通)
請願者 大阪府貝塚市橋本八九二 飯田長生 外千九百六十九名

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第七三〇号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、ハイヤー・タクシードライバー労働者の労働条件改善に関する請願(第七四〇号)(第七五〇号)(第七五三三三三三三)(第七五八三三三三三)

第七四〇号 平成六年四月八日受理
ハイヤー・タクシードライバー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都板橋区幸町四八 磯貝隆外 六千七百九十二名

紹介議員 櫻井 規順君

この請願の趣旨は、第七三〇号と同じである。

第七五〇号 平成六年四月八日受理
ハイヤー・タクシードライバー労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 秋田県鹿角市花輪字荒屋敷八四ノ一〇 苗代沢正則 外五千四百七十

二名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第七三〇号と同じである。

第七五三号 平成六年四月八日受理

ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願(二通)

請願者 神奈川県相模原市上溝二、五四八
ノ一 プリンセスコーポ二〇三 伊
藤行外三千四百七十六名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第七三〇号と同じである。

第七五八号 平成六年四月十一日受理

ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市東松園一ノ三〇ノ一
五ノ一六 八重畑弘美外三千二百
九十九名

紹介議員 桃山 篤君

この請願の趣旨は、第七三〇号と同じである。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての障害者に対する雇用施策の推進に
関する請願(第九二二一号)(第九二四号)(第九
三二一号)(第九四四号)

第九二二一号 平成六年四月二十六日受理

すべての障害者に対する雇用施策の推進に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南武庫之荘七ノ一八
ノ一八 鈴木静子外八百十一名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第九二四号 平成六年四月二十六日受理

すべての障害者に対する雇用施策の推進に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南武庫之荘七ノ一八
ノ一八 鈴木静子外八百十一名

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

請願者 千葉市稲毛区千草台一ノ一〇

一 末広栄外千三百六十五名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第九三二一号 平成六年四月二十六日受理

すべての障害者に対する雇用施策の推進に関する請願

請願者 奈良県天理市杉本町三九三ノ一三
乾文禧外三百四十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第九四四号 平成六年四月二十七日受理

すべての障害者に対する雇用施策の推進に関する請願

請願者 千葉市稲毛区あやめ台二ノ三四ノ
一〇五 今村富男外六百三十二名

紹介議員 萩野 浩基君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての障害者に対する雇用施策の推進に
関する請願(第一〇七三三号)

第一〇七三三号 平成六年五月十二日受理

すべての障害者に対する雇用施策の推進に関する請願

請願者 東京都杉並区上井草二ノ二一ノ一
二チエリコーポ二〇一 町田
文外四千七百九十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部

を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を
改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部
を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十
五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正
する。

目次中「第四節 日本障害者雇用促進協会によ
る障害者職業能力開発校の運営の業務の実施」第
九条の十二・第九条の十三」を「第四節 障害
者雇用支援センター(第九条の十二・第九条の十
障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校
の運営の業務の実施(第九条の十八・第九条の十
九)」に改める。

第八條の三中「次節第一款」の下に「及び第九
条の十三第三号」を加える。

第九條の二第四号中「及び地域障害者職業セン
ター」を「地域障害者職業センター及び第九條
の十二第二項の障害者雇用支援センター」に改
め、同条第五号中「第九條の四第一号」の下に
「及び第九條の十三」を加える。

第九條の四中「地域障害者職業センター」は「の
下に、都道府県の区域内において」を加える。

第九條の八第二項中「措置」の下に「第九條
の十二第二項の障害者雇用支援センターの行う業
務」を加える。

第二章第四節中第九條の十三を第九條の十九と
し、第九條の十二を第九條の十八とし、同節を同
章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加え
る。

第四節 障害者雇用支援センター

(指定)

第九條の十二 都道府県知事は、職業生活におけ
る自立を図るために継続的な支援を必要とする

障害者(以下この節において「支援対象障害者」と
いう。)の職業の安定を図ることを目的として
設立された民法明治二十九年法律第八十九号「
第三十四条の法人であつて、次条に規定する業
務を適正かつ確実に行うことができる」と認めら
れるものを、その申請により、市町村(特別区
を含む。)の区域(当該地域における支援対象障
害者の住居とその就業の場所との地理的關係そ
の他の事情を考慮して労働省令で定める基準に
従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務
の円滑な運営を確保するために必要と認められ
る場合には、都道府県知事が指定する二以上の
市町村の区域)に一を限つて、同条に規定する
業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をし
たときは、同項の規定による指定を受けた者
(以下「障害者雇用支援センター」という。)の
名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該
指定に係る地域を公示しなければならない。

3 障害者雇用支援センターは、その名称及び住
所並びに事務所の所在地を変更しようとする
ときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届
け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があ
つたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

第九條の十三 障害者雇用支援センターは、前条
第一項の規定による指定に係る区域において、
次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者に対して、その障害の種類
及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行う
こと。

二 前号の職業準備訓練を受けた後職業に就い
た支援対象障害者に対して、必要な助言その
他の援助を行うこと。

三 第一号の職業準備訓練を受けた支援対象障
害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主
に対して、当該支援対象障害者の雇用に必要

な障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

四 支援対象障害者の通勤への同行その他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者（以下この条において「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集し、及び整理すること。

五 第二号及び第三号に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、前号の規定により収集し、及び整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供し、並びに職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

六 障害者雇用支援者に対して、第四号の支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

（地域障害者職業センターとの関係）

第九条の十四 障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第一号から第三号までに掲げる業務を行うものとする。

（事業計画等）

第九条の十五 障害者雇用支援センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者雇用支援センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（監督命令）

第九条の十六 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者雇用支援センターに対し、第九条の十三に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることがで

きる。

（指定の取消し等）

第九条の十七 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の十二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第九条の十三に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第十八条第二号中「第二号の三」を「第二号の五」に改め、同条第二号の三中「事業主」の下に「又は当該事業主の加入している事業主の団体」を加え、同号を同条第二号の五とし、同条第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三 身体障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者である労働者の処遇の改善又は雇用の継続を図るために行う配置転換又は職種転換に伴い必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

二の四 身体障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に對して、身体障害者である労働者の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第十八条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 障害者雇用支援センターに対して、身体障害者の雇用の促進又は継続に係る第九条の十三第一号に掲げる業務（前号の教育訓練に該当するものを除く。）及び同条第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充て

るための助成金を支給すること。

第三十六條第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第八十二條中「障害者職業センター」の下に「障害者雇用支援センター」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第二章第四節」を「第二章第五節」に改める。

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての障害者に対する雇用施策の推進に関する請願（第二二八号）

第一二二八号 平成六年五月十八日受理
すべての障害者に対する雇用施策の推進に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町字泉 高橋薫外
二千名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一七三号と同じである。

平成六年六月七日印刷

平成六年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局